

令和2年第12回岐阜市農業委員会総会議事録

開催日時
開催場所

令和2年10月8日(火) 午後3時00分
岐阜市役所 低層部3階 大会議室

出席委員

林 明 ・ 江崎 和浩 ・ 古田 薫 ・ 酒井 勉
松野 芳正 ・ 野々村 貢 ・ 福田 正義 ・ 清水 健吉
河田 均 ・ 舘林 朋子 ・ 江崎 美咲 ・ 村木 多藏
西垣 隆 ・ 林 安廣 ・ 高橋美穂子 ・ 梶下 信孝
山口 貴範

欠席委員

櫻井 宏

議長

栗本 恒雄

農地利用
最適化推
進委員

伊藤 勇 ・ 伊藤 一仁 ・ 伊原 道夫 ・ 塩谷 芳美
大野 政司 ・ 小河 先 ・ 奥村 富則 ・ 加納 康男
岸野 治郎 ・ 栞原 修司 ・ 神山 肇 ・ 酒井 秀男
杉本 宜永 ・ 高橋 直美 ・ 戸崎 和美 ・ 永田 俊幸
林 俊朗 ・ 福井 恒夫 ・ 本田 忠男 ・ 眞鍋 勇
宮部 辰男 ・ 村瀬 忠彦 ・ 村瀬 東三 ・ 山田 貞夫
山中 敏彰

事務局

事務局長	内藤 浩二	副主幹	伊佐治伸一
副主幹	宮川眞由美	主査	則竹 邦彦
主査	高橋 伸和	主任主事	木下 勇気
主任主事	國井 紘代	主事	多田 智哉
主事	井上 靖之		

関係者

経済部農林園芸課	副主幹	河合 直哉
経済部農林園芸課	主任主事	奥田 浩司
経済部経済政策課	主任主事	林 孟甫

議 事

議案第53号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について

議案第54号 農地法第4条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

議案第55号 農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について

議案第56号 租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について

議案第57号 農用地利用集積計画の決定について

議案第58号 農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について

議案第59号 岐阜市農業振興地域整備計画の変更に対する意見決定について

議案第60号 令和3年度農業施策に関する要望書について

報告第34号 農地法第3条の3の規定による届出の受理の報告について

報告第35号 農地法第4条第1項第8号の規定による農地転用届出の受理の報告について

報告第36号 農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用届出の受理の報告について

議 長

只今より、令和2年第12回岐阜市農業委員会総会を開会いたします。

ただいまの出席委員は、19名中18名で過半数に達しておりますので、本会議は成立することを報告いたします。

議事に入るに先立ちまして、本日の議事録署名者を指名でお願いしたいと思います。

議 長

議席番号11番館林朋子委員、議席番号12番江崎美咲委員の両名様、よろしく申し上げます。

議 長

なお、農地利用最適化推進委員の皆様も御意見や御質問がありましたら、ご遠慮なくご発言ください。

議 長

それでは、議案の審議に入ります。

議案第53号農地法第3条第1項の規定による許可申請の審議について、今回の申請は、所有権の移転4件、使用貸借による権利の設定4件、以上を議題といたします。

事務局の説明を求めます。

高橋主査

それでは、議案第53号について説明いたします。

農地を耕作目的で所有権を移転する場合や、使用収益を目的とし権利を設定する、若しくは移転する場合の許可申請であります。今回提案しております申請はいずれも、農地法に規定する不許可基準に抵触しないものであると判断しております。

2ページをお願いします。

1番、2番、北長森地区の申請は、いずれも使用貸借の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

3番、黒野地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が農業経営の拡大を図る譲受人へ、畑を譲り渡すものです。

4番、西郷地区の申請は、解除条件付きの使用貸借の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営の拡大を図る使用借人へ田を貸し出すものです。

3ページをお願いします。

5番、七郷地区の申請は、使用貸借の設定で、農業経営を縮小する使用貸人が、農業経営の安定を図る使用借人へ畑を貸し出すものです。

6番、岩地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ畑を譲り渡すものです。

7番、芥見地区の申請は、所有権の移転で、農業経営を縮小する譲渡人が、農業経営の拡大を図る譲受人へ田を譲り渡すものです。

8番、三輪地区の申請は、所有権の移転で、世帯内で田を譲り渡すものです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第53号について事務局から説明がありました。各申請者の営農状況等について、担当地区の委員の皆様から説

明いただきます。

それでは、2 ページ 1 番、2 番、北長森地区は、林明委員、お願いします。

林委員

1 番、2 番いずれの申請も、農業経営を縮小する貸人から、農業経営の安定を図る借人に農地を貸借するものです。

この1 番、2 番の申請地は、以前から借人が耕作しており、引き続き水稻を栽培される予定です。

また、借人は認定農業者であり、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

よろしく申し上げます。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 ページ 3 番、黒野地区は、野々村貢委員、お願いします。

野々村委員

3 番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大する受人へ、農地を譲り渡すものです。

9 月 11 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地は、畑であり野菜を栽培される予定です。

申請人は所有する他の農地も適正に管理しており、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、2 ページ 4 番、西郷地区は、松野芳正委員、お願いします。

松野委員

今回の申請は、農業経営を縮小する貸人が、農業経営を拡大する借人に、農地を貸借するものです。

9 月 25 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に、現地立会いを行いました。

申請地では、野菜を栽培される予定です。

立会いの際に、農地を適正に耕作、管理していくこと、地元の取り決めを守っていただくことを確認しました。

許可については問題ないと考えておりますので、よろしくお願
いします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 ページ 5 番、七郷地区は、西垣隆委員、お願い
します。

西垣委員

今回の申請は、農業経営を縮小する貸人から、農業経営の安定
を図る借人に農地を貸借するものです。

9 月 28 日に、農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に、現
地立会を行いました。

申請地は、以前から借人が耕作されており、引き続き柿を栽培
される予定です。

借人は、地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問
題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 ページ 6 番、7 番、岩地区および芥見地区は清
水健吉委員、お願いします。

清水委員

6 番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大
する受人へ、農地を譲り渡すものです。

9 月 25 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請人と共
に現地立会を行いました。

申請地では、野菜と果樹を栽培される予定です。

申請人は所有する他の農地も適正に管理しており、地元の取り
決めにも従い耕作をするとのことで、許可は問題ないと考えてお
ります。

7 番の申請は、農業経営を縮小する渡人から、農業経営を拡大
する受人へ、農地を譲り渡すものです。

9 月 25 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員、申請代理人
と共に現地立会を行いました。

申請地では、水稻を栽培される予定です。

申請人は所有する他の農地も適正に管理しており、地元の取り
決めも承知しており、許可は問題ないと考えておりますのでよろ
しくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

続きまして、3 ページ 8 番、三輪地区は、福田正義委員、お願いします。

福田委員

今回の申請は、世帯内で農地を譲り渡すものです。

9 月 25 日に農地利用最適化推進委員、事務局職員と共に現地立会いを行いました。

申請地は、以前から譲渡人である父が栽培しており、子である受人がトマトを栽培するとのことでございます。

地元の取り決めも承知されておりますので、許可は問題ないものと考えております。

議 長

ありがとうございました。

議案第 53 号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議 長

ご発言もないようなので、採決に入ります。

議案第 53 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全員の方が賛成のため、原案のとおり決定いたします。

議 長

続きまして、議案第 54 号農地法第 4 条第 1 項の規定による農地転用許可申請の審議について、2 件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

それでは、議案第 54 号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を、耕作する者自らが転用する場合の許可申請です。5 ページの総括表をご覧ください。

今回は、2 件、1,258 平方メートルです。

6 ページをお願い致します。

1 番、鷺山地区の申請は、農業用資材置場及び車両置場に転用するものです。

申請地は、おおむね 10 ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第 1 種農地と判断します。

第 1 種農地は、原則不許可ですが、農業用施設への転用ですので許可するものです。

2番、合渡地区の申請は、太陽光発電施設に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は、原則不許可ですが、申請に係る農地等に代えて周辺の他の土地を供することにより当該申請に係る事業の目的達成することができないため許可しうるものです。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第54号について説明を受けました。何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

ご発言もないようなので、採決に入ります。議案第54号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員賛成のため、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第55号農地法第5条第1項の規定による農地転用許可申請の審議について、所有権の移転1件、賃貸借1件、使用貸借による権利の設定1件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

それでは、議案第55号について説明いたします。

市街化調整区域内にある農地を農地以外のものにするため、所有権の移転又は貸借による権利の設定を行う場合の許可申請です。

8ページの総括表をご覧ください。

今回は、3件、1,488.01平方メートルです。

9ページをお願いします。

1番、鷺山地区の申請は、使用貸借の設定により、一般個人住宅に転用するものです。申請地は、宅地化の状況から見て住宅等が連たんしている区域に隣接する農地で、その規模がおおむね10ヘクタール未満であるため、第2種農地と判断します。

第2種農地は、原則不許可ですが、住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で、集落に接続して設置されるため許可しうるものです。

2番、西郷地区の申請は、賃借権の設定により、営農型太陽光発電施設に一時転用するものです。申請地は、市が定める農業振興地域整備計画において農用地として利用すべき土地として定めら

れた区域内の農地です。

農振農用地は、原則不許可ですが、一時的な利用に供するために行うものであり、その目的を達成する上で当該農地を供することが必要であり、農業振興地域整備計画に支障がないため例外的に許可しうるものです。

営農型太陽光発電施設とは、通常太陽光発電施設と異なり、農地の上部に太陽光パネルを設置して発電を行いながら、下部の農地では適切な営農を継続するものです。

申請者は、この申請地において営農型太陽光発電施設による一時転用の許可を、平成29年11月に受けており、許可期間の3年を経過しようとしていることから、継続して営農型太陽光発電を行うため、申請されるものです。

今回の一時転用の申請で、発電施設の構造等に変更はなく、下部の農地において生産されている農産物はサカキで、引き続き栽培される予定です。

なお、今回の申請は、以下の条件を付して許可することとなります。

1 発電設備の下部の農地において生産された農産物に係る状況を、毎年報告すること。

2 発電設備の下部において営農の適切な継続が確保されなくなった場合、適切な日照量の確保等のために必要な改善措置を迅速に講ずること。

3 発電設備の下部において営農が行われない場合又は廃止する場合、支柱を含む当該設備を速やかに撤去し、農地として利用することができる状態に回復すること。

3番、柳津地区の申請は、所有権の移転により、駐車場に転用するものです。申請地は、おおむね10ヘクタール以上の規模の一団の農地の区域内にある農地であり、第1種農地と判断します。

第1種農地は、原則不許可ですが、既設敷地の拡張にあたりその転用面積が既存施設の2分の1以下ため例外的に許可しうるものです。

この申請は、1,000平方メートルを超える大規模転用になりますので、82ページに位置図を付けてございます。

82ページ右上の周辺図をご覧ください。転用される場所は、岐阜市南部プラントの南に位置している柳津町上佐波東3丁目地内の農地です。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第55号について説明を受けました。

9ページ3番、柳津地区は、梶下信孝委員、説明をお願いします。

梶下委員

今回の申請内容は、駐車場を設置するものです。

9月29日に農地利用最適化推進委員と事務局職員、転用事業者とともに、現地立会いを行いました。立会いの際に、施工にあたり近隣農地や水路への影響がないよう配慮することを確認しました。

また、転用後も、雑草等で苦情のないよう処置を依頼しました。特に許可は問題ないものと考えております。

議長

ありがとうございました。

議案第55号について、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言も無いようですので、採決に入ります。

議案第55号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長

全員の方が賛成ですので、原案のとおり決定いたします。

議長

続きまして、議案第56号租税特別措置法第70条の6第1項の規定による農地等に係る相続税の納税猶予の適用に関する適格者証明願の審議について、今回の出願は、3件、以上を議題といたします。事務局の説明を求めます。

高橋主査

それでは、議案第56号について説明いたします。

11ページをお願い致します。今回は、3件提出されており、特例適用農地面積は、4,528平方メートルとなっております。

内容の審査は、遺産分割協議書等により、相続人の確認を行い、特例適用農地について適正な耕作が行われていることなど、納税猶予を受けるための要件を備えているか事務局において十分調査し、提案しております。

以上でございます。

議長

ただいま、議案第56号について説明を受けましたが、何か御意見等ございましたら御発言願います。

議長

御発言もないようですので採決に入ります。

議案第56号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員の方が賛成ですので、原案のとおり決定いたします。

議長 引き続きまして、議案第 57 号農用地利用集積計画の決定について、賃借権の設定 8 件、使用貸借による権利の設定 531 件、以上について、令和 2 年 9 月 18 日付け、岐阜市経園第 665 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案いたします。

関係部局の説明を求めます。

河合副主幹 それでは、議案第 57 号について説明いたします。

12 ページをお願い致します。

今回の農用地利用集積計画の件数は、賃貸借が 8 件、使用貸借が 531 件です。

各設定内容の詳細については、13 ページから 37 ページまでに、設定する権利の期間、貸借の形態、賃料の有無により分けて記載してあります。

本計画につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件にそれぞれ該当しているものと判断しております。

以上でございます。

議長 ただいま、議案第 57 号について説明を受けましたが、何かご意見等ございましたら御発言願います。

議長 ご発言もないようですので、採決に入ります。
議案第 57 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 全員の方が賛成ですので、原案のとおり決定いたします。

議長 引き続きまして、議案第 58 号農用地利用配分計画案の策定に対する意見決定について、使用貸借による権利の設定 2 件、以上について、令和 2 年 9 月 18 日付け、岐阜市経園第 684 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

河合副主幹

それでは、議案第 58 号について説明いたします。

38 ページをお願いします。

本年度より、中間管理権の設定についても前議案の農用地利用集積計画に載せることになりましたが、すでに中間管理権にて貸し付けられている農地において、借り手のみの変更を行う場合は、本計画（農用地利用配分計画）を策定する必要があります。

39 ページをお願いします。

今回、借り手が変更となる貸借の件数は、2 件あり、内容については記載のとおりです。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 58 号について説明を受けましたが、何かご意見等ございましたら御発言願います。

議 長

ご発言もないようですので、採決に入ります。

議案第 58 号について、賛成の方は挙手願います。

【挙手多数】

議 長

ありがとうございます。賛成多数でございますので、原案のとおり決定いたします。

続きまして、議案第 59 号について、令和 2 年 9 月 18 日付け、岐阜市経政第 111 号をもって、岐阜市長から依頼がありましたので、農業委員会の意見を決定するため提案します。

関係部局の説明を求めます。

林主任主事

それでは、議案第 59 号について説明いたします。

40 ページをお願いします。

今回は、1 件の軽微な変更としての除外の申出です。

軽微な変更としての農用地からの除外で、田 8 筆、合計 8,754 平方メートルです。

43 ページに詳細が書いてありますので、ご覧ください。

整理番号 1、三輪地区、岐阜ファミリーパークの再整備事業による駐車場拡張の申出です。平成 26 年度に都市計画決定した、岐

阜ファミリーパーク西部の拡張エリアについて、岐阜市土地開発公社が集中的に用地を確保し、その後、岐阜市が順次、用地を取得して施設を整備するものです。

45 ページに位置図をつけております。

なお、43 ページの（3）市町村検討調書に記載しておりますように、除外の申出のありました1件は、農業振興地域の整備に関する法律に規定された要件を満たしており、周辺農地に影響の少ない場所として、申出地を選定されたものです。

以上でございます。

議長 　　ただいま、議案第59号について説明を受けましたが、何かご意見等ございましたら御発言願います。

議長 　　ご発言もないようですので採決に入ります。
議案第59号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議長 　　全員の方が賛成ですので、原案のとおり決定いたします。

議長 　　引き続きまして議案第60号令和3年度農業施策に関する要望書について、を議題と致します。

8月19日に生産対策専門委員会、8月21日に耕地対策専門委員会及び環境対策専門委員会、8月27日に農政対策専門委員会を開催致しました。

その後、9月28日に役員会を開催し、専門委員会ごとに研究討議されました要望事項を審議検討し、要望書として取りまとめましたので提案致します。内容については、事務局から説明致します。

則竹主査 　　それでは、議案第60号について説明いたします。

47 ページをお願いします。

専門委員会で協議いただいた内容には、農業委員会事務局で回答すべき事項が含まれており、農業委員会が出す要望書に農業委員会事務局が回答するのはおかしいと思われまますので、農業委員会事務局でお答えできる内容をはじめに説明します。

なお、後ほど要望書（案）を説明し、内容をご理解いただいた

うえで、書面化すべき内容がございましたらご意見をお聞かせください。

生産緑地制度について、まだまだ馴染みがなく、制度について学ぶ機会が欲しい。

昨年から要望が上がっており、研修会の開催を検討中です。

令和3年1月14日の総会後の研修会もしくは、令和3年2月15日の農業関係者研修会にて説明を予定しています。

放棄地の解消に係る費用について、補助金についてもっと周知してほしい。

令和2年9月15日発行ぎふし農業委員会だより第107号に掲載いたしました。9月より地区農政推進委員会会議にて、順次ご案内します。

遊休農地について、毎年利用状況調査を行っているが、効果がみられないため、市が借り上げる等の強制力のある方法を考えてほしい。

法律上は一度、意向調査を行えば、遊休農地が解消されてもされなくても調査終了となります。毎年フォローアップ調査を実施しており、昨年より法定の意向調査とは別に、草刈りの依頼文書を発送し、遊休農地解消に努めています。市が借り上げる予定はありませんが、できる範囲で対策しています。

利用状況調査で配布される地図は、転用箇所がわかるようにしてほしい。

転用箇所を全て記載するのは難しいですが、分かりやすい地図を提供できるよう検討していきます。また、過去の遊休農地も地図に反映させるように検討します。

権利関係について、いわゆるヤミ小作地に対して、正規の契約を締結させるようにしてほしい。

ぎふし農業委員会だより等を活用し、農地法や農業経営基盤強化促進法での貸借に移行するよう案内し、窓口等対応時にヤミ小作が発覚した場合も、案内するように努めます。

休耕田の活用について、地区によっては所有者の大半が地区外や市外居住者な為、所有者の把握が非常に困難なので、農業委員会で調査把握のうえ情報提供をお願いしたい。

専門委員会で意見のあった地区農政推進委員会への情報提供は、個人情報保護の観点から実施は難しいですが、農業委員、農地利用最適化推進委員、計49名の委員には、取り扱いには十分留意していただき、情報提供することは可能です。

農業に関する情報提供について、農地相続人、特に市外在住者が今

後の農地利用についてのアドバイスを受けられる機会を設けてほしい。

農業委員会事務局の窓口にて、相談は随時受け付けています。また、相続の届出がされた場合に直接ご案内できるよう努めます。

情報提供の方法について、農地に関する問い合わせや照会について、ホームページ上で公開してほしい。

農業委員会事務局に頻繁に寄せられる質問等については、農業委員会事務局のホームページによくある質問コーナーがありますので、質問の多い事項を追加していきます。

農業者の意見が反映されやすいようぎふし農業委員会だよりに返信用のハガキを添えてほしい。については、令和3年1月1日発行のぎふし農業委員会だより第108号に、返信用のハガキを添えられるよう検討しています。

荒廃農地の課税強化について、耕作放棄地の雑種地並み課税への変更については、税額が大幅に上昇することから、ある程度段階を踏んだうえで行うようお願いしたい。耕作放棄地については、地区単位でも警告書を発行、送付する等で土地所有者宛『雑種地並み課税となる』旨の注意喚起を行うようお願いしたい。

利用状況調査で発覚した新規の遊休農地の所有者等に発送する利用意向調査の様式に勧告や課税強化について記載しています。

また、遊休農地の中で中間管理機構が引き受け可能な農地に対してのみ勧告しており、その勧告に応じなかった場合のみ課税強化の対象になる手順を踏んでいます。しかし、今まで課税強化された農地はありません。

引きつづき、要望書（案）の説明を行います。

宮川副主幹

議案書47ページからの要望書（案）は、各専門委員会及び役員会を経て、6項目14の要望に取りまとめています。

49ページを御覧ください。

要望事項の一覧となります。

50ページ以降に、それぞれ要望内容を記載してあります。

まず、1 農地利用集積・集約化、担い手対策についての要望事項です。

本市農業の維持・発展のため、担い手不足対策として農作業の機械化が必要不可欠であることから、次のことについて要望します。

(1) スマート農業の推進について

高齢化や後継者不足による担い手の減少を、機械化等で補うことで経営継続を目指したいが、初期投資が大きすぎて中々手が出せないため、個人の農家に対しても資金を支援されたい。

続きまして、2 遊休農地の発生防止・解消についての要望事項です。

農業者の高齢化や後継者不足に加え、遠隔地居住者や非農家への相続により年々増加傾向である遊休農地対策のため、次のことについて要望します。

(1) 遊休農地の再生作業について

耕作者の金銭的負担が大きいため、負担額が再生作業等に係る費用の4分の1以下に抑えられるような補助制度を検討されたい。

(2) 休耕田について

レンゲの作付け等による補助金が削減されたため、それに代わる補助金や、休耕田の有効活用を検討されたい。

(3) 定年後の就農支援について

遊休農地を増やさず農地を上手く維持するために、定年後の就農者に対しても技術指導等支援されたい。

続きまして、51 ページをご覧ください。

3 有害鳥獣対策についての要望事項です。

市内北部を中心とした有害鳥獣による農作物への甚大な被害、市内全域で増加している小型有害鳥獣やジャンボタニシによる被害に対応するため、次のことについて要望します。

(1) 有害鳥獣等について

豚熱の影響でイノシシの被害は少なかったが、代わりにアライグマやムクドリ等の被害が増えてきているため、有害鳥獣対策を継続されたい。

また、電気柵等の導入に対する助成を検討されたい。

(2) ジャンボタニシ対策について

ジャンボタニシは繁殖力がとても強く、生息範囲が市内全域に広がっているため、各個人の対策では限界があり、地域全体での対応を検討されたい。

引き続き、ジャンボタニシ対策について農家・非農家問わず周知されたい。

また、有効な対策について、地域間で情報共有できる場を設けられたい。

続きまして、4 農業基盤整備対策についての要望事項です。

農業用水利施設の改良・維持管理、ほ場整備等により、農作業の効率化を図り、農地利用の集積・集約化を推進するため、次のことについて要望します。

(1) 基盤整備について

道路の幅が狭い地域や、用排水の整備が遅れている地域があるため、通作や農作業に支障をきたしており、早急に整備を進められたい。

また、老朽化した用排水路の再整備への助成を検討されたい。

(2) 用排水路の管理について

利用権設定地の浚渫作業等について、担い手に負担がかからない方法を検討されたい。

また、草刈りの予算を拡充されたい。

(3) ほ場整備について

農地利用の集積・集約化にあたり実施する畔抜き整備についての助成を検討されたい。

続きまして、52 ページをご覧ください。

5 都市計画と農業振興についての要望事項です。

市街化区域で盛んな園芸農業、郊外の市街化調整区域における水田農業等、多様な形態の農業がバランスよく発展していくため、次のことについて要望します。

(1) 生産緑地制度について

市街化区域内の農地は固定資産税が高く営農継続の足枷となっているため、農業産地維持のためにも生産緑地制度の導入を検討されたい。

(2) 農業振興地域について

市内の用途地域の指定のない地域（白地）は、現状では開発も基盤整備も見込めないため、農用地の除外だけでなく編入も検討されたい。

続きまして、6 その他の要望事項です。

(1) 災害時の支援について

災害の後片付けの手伝い等を支援する団体を、市域にとらわれず、行政や農協などで準備されたい。

(2) 品種の研究・開発について

毎年異常気象と言われ続けているが、異常だったはずの暑さが通常になりつつあり、高温に強い品種の研究・開発を推進されたい。

(3) 農薬について

農薬を散布する時間を事前に隣家に伝えていても、農薬使用に関して苦情があるため、農薬の安全性等について非農家にも理解を得られるよう図られたい。

以上でございます。

議 長

ただいま、議案第 60 号について説明を受けましたが、何かご意見等ございましたらご発言願いたいと思います。

議 長

ご発言もないようですので採決に入ります。
議案第 60 号について、賛成の方は挙手願います。

【全員挙手】

議 長

全会一致で、原案のとおり決定いたします。
なお、要望書は、国、県、市、JAぎふなど必要な機関へ提出致します。

議 長

続きまして、報告第 34 号農地法第 3 条の 3 の規定による届出について、事務局の説明を求めます。

高橋主査

それでは、報告第 34 号について説明いたします。
第 3 条の 3 の規定による許可が不要の相続等による農地の権利取得の届出です。54 ページをご覧ください。
今回の各地区別の届出は、27 件、77,995.85 平方メートルです。
以上でございます。

議 長

続きまして、報告第 35 号農地法第 4 条第 1 項第 8 号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

高橋主査

それでは、報告第 35 号について説明いたします。
56 ページをご覧ください。
市街化区域内の農地を耕作者自らが転用する第 4 条届出の総括表となります。届出の合計は、9 件、4,982.30 平方メートルです。明細は、57 ページから 59 ページです。
以上でございます。

議 長

続きますして、報告第36号農地法第5条第1項第7号の規定による農地転用の届出について、事務局の説明を求めます。

高橋主査

それでは、報告第36号について説明いたします。

61ページをご覧ください。

市街化区域内の農地を転用目的のため権利の移動、若しくは設定を行う第5条届出の総括表となっております。

届出の合計は、73件、37,876.04平方メートルです。

明細は、62ページから81ページです。

以上でございます。

議 長

以上、報告第34号から第36号について、農地の権利取得及び市街化区域内農地の転用につきまして、届出内容が適法であると認められたものにつきまして、農業委員会事務局規程に基づき、令和2年9月に農業委員会事務局長が受理を行いましたものを報告しました。

以上でございます。

議 長

議案、報告は以上になりますが、何かございますか

それでは、以上をもちまして、本日の会議を終了いたします。

議長は、本日の会議終了につき午後3時55分閉会を宣す。